

整理番号 処-05-2

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	防火対象物定期点検報告制度の特例認定の取消し		
根拠条項	第8条の2の3第6項	処分権者	消防長、消防署長
根拠条文	<p>法第8条の2の3第6項 消防長又は消防署長は、第1項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。</p> <p>1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。</p> <p>2 第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき。</p> <p>3 第1項第3号に該当しなくなったとき。</p>		
処分基準	<p>1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが認められたとき。</p> <p>2 当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が消防法若しくは同法に基づく命令又はその他の法令に違反していることが認められたとき。</p> <p>3 第8条の2の3第1項第3号に該当しないことが認められたとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	要		
区分	聴聞		
制定年月日	平成16年8月31日		
施行年月日	平成16年9月1日		